

## 無償資金協力実施段階におけるコンサルタント実績評価について

### 1 実績評価の目的

JICAは、無償資金協力の協力準備調査に従事するコンサルタントを選定していること、及び、施工・調達監理コンサルタントとして先方政府に推薦していることを踏まえ、施工・調達監理業務に関する業務実績評価の導入により、同業務の質的向上を図るとともに、協力準備調査のコンサルタント選定において評価結果を活用することにより、より適切なコンサルタントの選定を図ることを目的として実績評価を実施します。

### 2 実績評価の対象

(1) 2015年11月以降に完工する全案件とします。

なお、調達代理方式の無償資金協力案件のうち、本邦コンサルタントが活用されている場合、本評価の対象とします。また、国債案件は、詳細設計(D/D)と本体を合わせて実施します。

(2) 評価の範囲は、施工・調達の完了までの業務とします。

### 3 実績評価の方法

#### (1) 実績評価の手順

契約履行期間中の施工・調達監理状況、業務完了時に業務完了届(ソフトコンポーネントを含む)とともにコンサルタントから提出される自己評価(別紙)、及び在外事務所からのコメント等を踏まえ、実績評価を作成します。

#### (2) 実績評価の内容

実績評価は、業務結果及び業務管理の両面から評価を行い、評価所見を記載します。また、業務結果及び業務管理状況を総合的に勘案し、5段階で業務実績評価(総合評価)を行います。

#### (3) 業務実績評価結果の通知

実績評価結果として、総合評価と評価所見がコンサルタントに通知されます(評価対象業務従事者にかかる評価情報は、個人に対する情報であるため、通知の対象外とします)。コンサルタントは通知受領後2週間以内であれば、実績評価結果に対する説明依頼を文書にて資金協力業務部長宛に行うことができます。コンサルタントから説明依頼があった場合は、資金協力業務部長名で回答します。

#### 4 実績評価結果のプロポーザル評価への反映

実績評価結果は、原則として評価の終了から 3 年間以内のものを、無償資金協力を想定した協力準備調査のプロポーザル評価の際に参照します。参照される評価情報は下記のとおりです。

- ・ 同一分野のコンサルタント契約の評価結果・評価所見、当該契約の業務主任・常駐監理者情報
- ・ 上記の契約の評価結果・評価所見に係る説明依頼文書及びその回答文書（説明依頼があったもののみ）
- ・ その他評価対象業務従事者の評価情報

実績評価結果のプロポーザル評価への反映については、主に評価所見を参照のうえ、各案件のコンサルタント等選定委員会の委員が、実績評価の内容に応じて反映します。

以 上